

# 阪神・淡路大震災に対する復興支援活動実績

1995年(平成7年)1月～2005年(平成17年)3月  
社団法人再開発コーディネーター協会の支援活動

1995年(平成7年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災に対し、震災直後から建設省(現国土交通省)及び被災地方公共団体等からの要請を受け、以下の支援活動を行った。

## 1 建設省(現国土交通省)及び被災地方公共団体からの要請と協会の対応

### (1) 再開発プランナーの派遣要請

建設省は、被災した市街地の復興について、総合的な街づくりを迅速に行う観点から専門家の協力が不可欠であり、被災地の市等と調整の上、関係諸団体を通じて各種街づくり事業を円滑に実施する必要があるとし、震災直後の1月23日付けで、当協会に対し再開発プランナーの派遣を要請した。

この要請に対し当協会では、関西地区のコンサル系の個人正会員をリストアップするなど体制を整備した。

### (2) 共同ビルやマンションの建替えへの対応

同年1月末に神戸市より「被害にあった共同ビルやマンションの建替えに係る情報収集及び相談への対応」について協力要請があり、20地区の具体的なプロジェクト支援の対応策をとりまとめるとともに協力体制を整え、2月18日より担当コンサルタントを派遣して、商店街の復興や個別建替え計画等の相談に対応した。

### (3) 住宅相談業務への支援

2月に建設省より「阪神・淡路大震災に係る住宅相談体制に対する支援」の協力要請があり、当協会は兵庫県が神戸市及び西宮市に設置した「兵庫県総合復興相談所」において、全面的に住宅相談業務を支援した。

- ① 兵庫県が設置した「分譲マンション復興相談センター」には、2月中旬から3月下旬までの40日間に、23社延べ40名の専門相談員を派遣した。
- ② 兵庫県住宅相談所の「神戸総合住宅相談所」と「西宮総合住宅相談所」には、2月18日から26日まで各相談所に対し1名ずつを派遣するとともに、3月末まで継続的に相談員を派遣した。
- ③ ②の相談対応については、1995年(平成7年)4月に兵庫県知事より「住宅相談所に係る専門相談員の派遣」についての要請があり、当協会は2005年(平成17年)3月まで専門相談員を継続して派遣し、相談業務に対応した。

## 2 復興支援体制の整備等

### (1) 阪神・淡路大震災支援本部及び現地対策本部の設置

1995年(平成7年)2月に、協会内に阪神・淡路大震災支援本部を、大阪に現地対策本部をそれぞれ設置し、支援活動を行った。

現地対策本部は同年4月末に閉鎖したが、その後も大阪の法人正会員会社の事務所と支援本部を中心に引き続き支援活動を行い、支援本部は1997年(平成9年)3月に閉鎖した。

### (2) 被災地方公共団体への支援活動状況の説明

1995年(平成7年)3月に、被災地方公共団体である神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、伊丹市、川西市、尼崎市等に対し、協会の支援活動の状況について説明した。

### (3) 義援金の贈呈

当協会会員に対して義援金を募集し、兵庫県に対し、義援金1,803,000円を贈呈した。

## 3 復興に関する提言

### (1) 阪神・淡路大震災復興に関する提言

未曾有の災害からの復興が、被災者の生活と被災市街地の再建を速やかに行うものであるとともに、わが国の諸都市が災害に対して安全で住みやすい街に生まれ変わっていく契機となることを願い、1995年(平成7年)5月に以下の3点について提言としてとりまとめ、建設省及び兵庫県等に説明した。

- ① 市街地再開発事業等に対する国及び関係地方公共団体の予算を確保するとともに、融資・税制等についても特段の措置を講ずること。
- ② 復興事業の中心となる強力な組織の活用を図ること。
- ③ 罹災地における再開発事業、共同建替、マンションの復興等にあたり、再開発プランナー等再開発技術者の積極的活用を図ること。

### (2) 阪神・淡路大震災復興に関する提言(その2)

被災地では、支援活動を通じて日々新しい課題が明らかとなり、その課題の解決が復興促進の鍵となると考え、課題を整理し、1995年(平成7年)11月に以下の点について提言としてとりまとめ、支援本部が作成している「阪神・淡路大震災復興支援だより」を通じて発信した。

- ① 復興のためのまちづくり制度の改善
  - ・共同建築を促進化する宅地集合化手法の必要性
  - ・優建事業を促進する緊急改善策の必要性  
(国庫補助率の拡大、特別措置の期間延長、住宅設置率の緩和、共同建築者を一元的に補強する制度化)

- ② 支援体制の再整理
  - ・体系的な支援活動の必要性
  - ・マンション建替えに再開発コーディネーターの活用
- ③ 今後の災害復興支援のための方策
  - ・現地仮設住宅設置制度の確立
  - ・常設の復興まちづくり資金機構の設立

### 3 復興に向けたマニュアル等の作成及び配布

#### (1) 分譲マンション復興のための Q&A

被災地での相談業務をより有効なものとするため、1995年(平成7年)5月までの個々の相談内容とそれに対する指導及び回答内容について、「分譲マンション復興のための Q&A」の増補改訂版としてとりまとめ、復興支援活動に当たる相談員が活用できるように相談所等に配布した。

#### (2) 震災復興のための街づくりマニュアル

街づくりの個別支援活動のための手引き書として、「行政主導型の街づくり」や「民間主導型の街づくり」について、被災地区ごとに各種事業手法の紹介、各種制度、税制等について以下のとおりとりまとめ、1995年(平成7年)5月に、現地の相談窓口で街づくりに関する相談を受ける相談員(再開発プランナー、建築士、弁護士、税理士等)が活用できるように相談所等に配布した。

- ① 「行政主導の街づくり」として、地区計画、土地地区画整理事業、第二種市街地再開発事業を紹介。
- ② 「民間主導の街づくり」として、共同建替による事業の進め方、第一種市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、特定優良賃貸住宅供給促進制度、等価交換による事業化の進め方について紹介。

### 4 今後の支援活動に向けての協会の体制づくり

当協会では、阪神・淡路大震災に対する復興支援活動を教訓とし、今後の支援活動に向けて以下のような体制づくりを行った。

#### (1) 高山英華基金の設立

復興支援活動に活用可能な資金の確保が重要であるとの認識に立ち、当協会の初代会長である高山英華会長を初め、協会の多くの法人・個人会員の寄付を基に、大災害時の復興初期の会員のボランティア活動に対する助成金に充てることなどを目的に、1997年(平成9年)5月に高山英華基金を設立した。

## (2) 大震災等支援本部の設置

1997年(平成9年)5月から協会内に大震災等支援本部を常設し、今後の大規模災害に的確に対応できる体制を整えた。

## (3) 復興支援活動マニュアルの作成

阪神・淡路大震災における復興支援活動を検証し、今後の支援活動に活用するための活動マニュアルとして、2006年(平成18年)1月に「大震災等の災害発生時における復興支援活動マニュアル」を作成した。